

令和8年8月改訂版

介護保険住宅改修費 申請マニュアル

新発田市高齢福祉課

●介護保険住宅改修費とは

在宅で要介護（要支援）認定を受けている方の生活環境を整備するための小規模な住宅改修に対して、上限20万円まで住宅改修費が支給されます。費用が20万円の改修を行った場合、自己負担1割は2万円、2割は4万円、3割は6万円が自己負担額となります。また、支給限度額は以下のとおりです。

～支給限度額～

自己負担割合	支給限度額
1割	180,000円
2割	160,000円
3割	140,000円

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※支給限度額に達した場合でも、下記のいずれかに該当する場合は、改めて1回のみセットされ、住宅改修費の支給を受けることができます。

① 転居後の住宅について住宅改修を行う場合

② 下表「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2または要介護1
第一段階	要支援1

※要介護（要支援）認定の申請中に改修した場合は、認定結果が下りてから住宅改修費が支給されます。（新規申請で認定結果が非該当になってしまった場合は支給されません。更新申請・区分変更申請で認定結果が非該当になった場合の支給条件は利用者の状況によって異なります）。

※病院に入院中又は施設の入所中に改修を行った場合は、償還払いでの申請となります。また、住宅改修費は退院又は退所してからの支給となります。

●住宅改修費の対象となる住宅改修

要介護（要支援）認定を受けている方が居住している建物と、玄関から道路までの屋外改修が対象となります。

種類	想定される内容例
① 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関から道路までの生活動線等に転倒防止もしくは移動、または移乗動作に資することを目的として設置するもの ※形状は二段式、縦付け、横付け等の適切なもの
② 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの生活動線等の段差を解消するためのもの
③ 床材の取替え	居 室：畳敷から板製床材・ビニール系床材等への変更 浴 室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
④ 扉の取替え	扉全体の変更（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え）ドアノブの変更、戸車の設置 など（ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は対象にはなりません。また、老朽化による交換は対象外）
⑤ 便器の取替え	和式便座から洋式便座への取替え （ただし、和式便座から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能の付加は除く。また、非水洗和式便座から水洗〔簡易水洗〕化の工事の部分は除く。）
⑥ その他 ①～⑤の改修に付帯して必要となる工事	① 手すりの取付けのための壁の下地補強など ② 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置など ③ 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の路盤の整備 ④ 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など ⑤ 便座の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化等を除く）、床材の変更など

上記のいずれにも当てはまらない場合は、介護保険の住宅改修の対象となりません。また、該当するか不明な場合は、厚生労働省等のQ&Aを確認した上で、事前に新発田市へ相談してください。

●住宅改修費の支給について

介護保険住宅改修費の支給には、「償還払い」と「受領委任払い」があります。

(1) 償還払い

利用者が改修費用の総額を負担した後、新発田市から保険給付分（7割、8割又は9割支給額）の支払いを受けるという方法です。

(2) 受領委任払い

利用者が改修費用の負担額は最初から1割、2割又は3割相当額のみとし、後ほど、施工事業者が利用者の代わりに新発田市から保険給付分（7割、8割又は9割支給額）の支払いを受けるという方法であり、利用者の一時的な負担が軽減できます。

●受領委任払い利用の手続きについて

1. 事業所の登録

受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に新発田市への登録が必要となります。登録は次の書類を新発田市へ提出してください。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書
- ②代理受領届出書
- ③受領委任払い取扱いに関する誓約書

※登録に必要な申請書類は、市のホームページからダウンロードできます。

※登録事業者については、市のホームページで周知するほか、新発田市高齢福祉課窓口で確認できます。

2. 受領委任払いができる利用者の制限

次のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用することができません。

また、住宅改修費の事前申請提出後に下記の（1）～（5）の事項に該当した場合も、受領委任払いによる支給はできなくなります。

- （1）介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合
※介護保険被保険者証を必ず確認してください。
- （2）介護保険料を滞納している場合
- （3）要介護認定の申請（新規申請・変更及び更新申請）中であるため、要介護度が決定していない場合
- （4）病院等入院または介護保険施設に入所しているなど、改修する自宅に本人が居住していない場合
- （5）住宅改修をしようとする住宅の所在地が介護保険被保険者証に記載された住所と同じでない場合

●手続きの流れ

- (1) 利用者等がケアマネージャー等に相談



- (2) 施工事業者の選択・見積書依頼

※ケアマネージャー等は複数の事業者から見積りを取るよう、利用者に説明してください。



- (3) 新発田市へ事前申請

申請に必要な書類

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- ②委任状
- ③【受領委任払いの場合のみ】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状（同意書）
- ④住宅改修が必要な理由書
- ⑤工事費見積書
- ⑥住宅改修の完成予定の前後の状態が分かる図面
- ⑦住宅改修の完成予定の前後の状態が分かる写真
- ⑧ケアプラン

※提出書類に不備等があった場合は、提出し直していただく場合がありますので、着工日に余裕をもって申請をお願いします。



- (4) 新発田市は提出された書類等により保険給付として適当な住宅改修か審査し、着工承諾の「居宅介護（介護予防）住宅改修承認通知書」を利用者及び施行事業者あて（償還払いの場合は利用者のみ）に送付します。

※改修費用予定額が申請時から変更となる場合は、工事に取り掛かる前に必ず市へご相談ください。



- (5) 工事の契約・実施・完了・支払い



- (6) 新発田市へ完了報告の書類を提出

完了報告に必要な書類

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書
- ②住宅改修に要した費用に係る領収証（原本）
- ③工事費（請求）内訳書
- ④住宅改修後の状態を確認できる写真



- (7) 住宅改修費の支給

完了報告書の受付後、内容を審査し、新発田市から利用者に対し、住宅改修費の支給決定額、振込日等が記載された「支給決定通知書」を送付します。また、受領委任

払いの場合は、施工事業者に対し「受領委任払い支給に係る代理受領事業者支払通知書」を送付します。

●書類作成及び申請代行について

利用者から依頼を受け、ケアマネージャーや施工事業者が申請代行や書類作成を行う場合は、当該事業者等の責任のもとで新発田市への書類提出を行ってください。そのため、提出時には、受付時に工事内容を確認の上、住宅改修の計画について説明していただくことがあるため、工事内容をよく理解している方が窓口にお越しくください。

●申請に必要な書類について

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- ・ 枠外に捺印を押してください。
- ・ 住宅の所有者が申請者と異なる場合は、住宅所有者の承認が必要となるため、「住宅所有者の承諾欄」に記載し押印し承諾を得てください。
- ・ 「改修の内容・箇所及び規模」の内容と、理由書の「④改修項目（改修箇所）」が一致しているか確認してください。
- ・ 改修費用予定額には、介護保険対象額・対象外額を合わせた工事費用の総額を記載してください。

②委任状

- ・ 枠外に捺印を押してください。

③【受領委任払いの場合のみ】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状（同意書）

- ・ 枠外に捺印を押してください。
- ・ 施工事業者は、「居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状（同意書）」のそれぞれの欄に以下の事項を記入し、利用者に渡してください。
 - 受任者（施工事業者）の住所、事業者名又は施工事業者、代表者名又は施工事業所長名、登録施工事業所名、新発田市登録番号
 - ※記入にあたっては、新発田市に届出している内容を記入してください。受任者住所や代表者などに変更があった場合は、別途受領委任払い取扱事業者登録変更の届出を必ず提出してください。
 - ※事業者印（代表者印）を押してください。
 - 住宅改修費の受任者振込先口座
- ・ 上記以外の欄は利用者の記入欄となります。

④住宅改修が必要な理由書

- ・枠外に捺印を押してください。
- ・ケアマネジャー以外が作成した場合は、福祉住環境コーディネーター２級等の資格が証明できるものの写しを添付してください。
- ・１４、１５ページを参照。

⑤工事費見積書

- ・１６ページの様式を順守してください。（任意様式可）
- ・施工事業者の社判を押してください。
- ・材料・部品費等は「一式」とせず、メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等を数値で明記してください。数量についても、『一式』という表記は避け、「○本」「○個」「○㎡」など、具体的に記入してください
- ・材料費、施工費、諸経費等を適切に区分しているか確認してください。
- ・住宅改修費の支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事も行う場合は、介護保険対象部分の抽出・按分等により、住宅改修費の支給対象となる費用のみを算出し、見積書に明記してください。
- ・浴室をユニットバスに改修する場合は、『ユニットバス○○円（内 浴槽○○円、床○○円、扉○○円、その他○○円）』のように、介護保険対象部分が明らかになるように記載が必要です。
- ・写真代は、支給対象となりません。

⑥住宅改修の完成予定の前後の状態が分かる図面

- ・利用者の生活動線を把握するため、対象住宅の全体の図面を作成し、改修箇所について赤字で記載し、必ず添付してください。ただし、改修箇所が生活動線に大きく影響しない場合は、その部分に限定した図面でも可とする場合があります。
- ・利用者の居室（寝室）を記入してください。
- ・改修箇所が複数ある場合は、写真と共通の通し番号を記載してください。
- ・段差解消の場合は、基準面に「± 0」と記入し、工事前の段差と工事後の段差の数値が記入してあるか確認してください。

⑦住宅改修の完成予定の前後の状態が分かる写真

- ・紙や黒板等に利用者名、工事着工前の撮影日付を記載したものを写しこんでください。
- ・改修箇所全体が写っているか。１枚の写真で収まらない場合は、複数の写真に分かれても構いません。
- ・写真に改修内容（完成後の状態）を赤字で記入してください。
- ・段差解消の場合は、段差部分にものさし等を当てて、段差が何センチあるか分かるようにクローズアップして撮影してください。
- ・改修箇所が複数ある場合は、図面と共通の通し番号を記載してください。
- ・１７ページを参照。

⑧ケアプラン

- ・利用者の身体状況や住宅改修を必要とする理由などを確認するため、ケアプランを添付してください。なお、住宅改修以外の介護保険サービスを利用しておらず、ケアプランを作成していない場合は、「住宅改修が必要な理由書」に「ケアプラン未作成」と明記してください。

1) 要介護の場合

- ・第1表 居宅サービス計画書（1）
- ・第2表 居宅サービス計画書（2）
- ・第3表 週間サービス計画表
- ・第4表 サービス担当者会議の要点

2) 要支援の場合

- ・介護予防サービス支援計画表
- ・サービス担当者会議の要点

●完了報告に必要な書類について【償還払いの場合】

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書

- ・枠外に捺印を押してください。
- ・改修費用には、介護保険対象額・対象外額を合わせた工事費用の総額を記載してください。
- ・病院に入院中又は施設の入所中に改修を行った場合は、提出時に退院日または退所日の報告をしてください。
- ・18ページを参照。

②住宅改修に要した費用に係る領収証

- ・原本をお持ちください。
- ・領収証は以下の事項を記載してください。
 - （1）領収日
 - （2）利用者氏名
 - （3）施工事業者の名称
 - （4）領収額（改修費用の総額）

③工事費（請求）内訳書

- ・施工事業者の社判を押してください。
- ・内訳書については、16ページの見積書様式を順守してください。（任意様式可）

④住宅改修後の状態を確認できる写真

- ・紙や黒板等に利用者名、工事着工後の撮影日を記載したものを写しこんでください。
- ・申請時の写真と同じ場所を同じ角度で撮影してください。
- ・踏み台やスロープ等の設置は、固定部分が確認できるよう撮影してください。
- ・17ページを参照。

●完了報告に必要な書類について【受領委任払いの場合】

■介護保険対象分の利用者負担額の算出方法（1割の場合）

施工事業者は、住宅改修の工事が完了したら、改修費用に1／10を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を利用者負担額として利用者から受領します。

○利用者負担額の1円未満の端数は切り上げます。

（例1）改修費用の額が133,333円の場合
利用者負担額＝ $133,333 \times 1/10 = 13,333.3$ 円
≒13,334 円（1円未満の端数切り上げ）

○住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度額内の改修費用の額に10分の1を乗じた額と支給限度額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

（例2）すでに133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行った場合

（支払限度基準額内の改修費用の額）＝200,000円－133,333円
＝66,667円

（支給限度基準額を超える改修費用の額）＝90,000円－66,667円
＝23,333円

利用者負担額＝ $66,667 \times 1/10 + 23,333$ 円
＝6,666.7円＋23,333円＝29,999.7
≒30,000円（1円未満の端数切り上げ）

※支給限度基準額を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

※このような場合、介護保険対象額の1割分（6,667円）と支給限度額を超える改修費用額（23,333円）を利用者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である30,000円を記載してください。

①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書

- ・枠外に捺印を押してください。
- ・改修費用には、介護保険対象額・対象外額を合わせた工事費用の総額を記載してください。
- ・介護保険自己負担額には、領収証と同じ金額を記載してください。
- ・19ページを参照。

②住宅改修に要した費用に係る領収証

- ・ 原本をお持ちください。
- ・ 領収証は以下の事項を記載してください。

- (1) 領収日
- (2) 利用者氏名
- (3) 施工事業者の名称
- (4) (利用者負担額の) 領収額
- (5) 改修費用の総額

(領収証の記載例)

新発田 太郎 様		〇〇年〇 日
金 額	¥ 120,000-	
但し トイレの手すりの取付け及び廊下の段差解消工事 (300,000 円) の 利用者負担額として。(介護保険対象額 200,000 円) 上記正に領収しました。		
(住宅改修施工事業者名)		
		印
*登録した事業所名です		

改修費用の総額を記載してください。

介護保険対象額 (10割分) を記載してください

③工事費 (請求) 内訳書

- ・ 施工事業者の社判を押してください。
- ・ 内訳書については、16ページの見積書様式を順守してください。(任意様式可)

④住宅改修後の状態を確認できる写真

- ・ 紙や黒板等に利用者名、工事着工後の撮影日を記載したものを写しこんでください。
- ・ 申請時の写真と同じ場所を同じ角度で撮影してください。
- ・ 踏み台やスロープ等の設置は、固定部分が確認できるよう撮影してください。
- ・ 17ページを参照。

■注意事項

- ・完了報告書の提出後、審査してから支給の処理を行うため、完了報告書を受け取ってから支給されるまで、3～4週間程度かかります。なお、現在、月3回支給処理を行っておりますので、完了報告書提出日より、支給までの日数が大きく変わることがあります。支給日の3日前頃に決定通知書を送付しますので、支給日及び支給額は決定通知書でご確認ください。
- ・申請書類に不備があった場合や、施工された住宅改修の必要性に疑義が生じた場合など、審査に通常以上の時間を要する場合は、通知や支払いが遅れることがあります。
- ・住宅改修費受領委任払いの給付支給は、介護保険対象の工事の分しか給付されません。介護保険対象外の工事について発注者から工事代金の徴収ができない場合、新発田市では工事代金の補てんはしません。また、それによるトラブルについても一切の責任は負いません。

■その他

(1) 住宅改修の内容確認について

利用者等が計画している住宅改修が介護保険の対象となるか不明な場合は、厚生労働省等のQ&Aを確認の上で、事前申請提出前に新発田市へご相談ください。また、新発田市が承認した後に改修内容及び改修費用予定額が申請時から変更となる場合も、工事に取り掛かる前に必ず新発田市へご相談ください。

(2) 住宅改修費の算定上の留意事項

①住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象となりません。

②新築又は増改築の場合

住宅を新築した場合は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。また、増改築については、新たに居室を設ける場合などは住宅改修費の支給対象となりませんが、和式便器から洋式便器に取り替える場合などは、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

なお、ユニットバスの工事については、手すり、滑りにくい床材への変更、引き戸などへの扉の交換、段差解消等に該当する部分及びそれらの付帯工事のみ対象となります。ユニットバス工事は、見積書の内訳で介護保険対象部分と対象外部分で分けられていなかったり、高齢者住宅整備支援事業も同時申請する場合が多かったりするため、必ず事前に相談してください。

③住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出

します。この場合、支給対象外分は市から施工事業者へ補てんしません。

なお、トイレの手すりで、紙巻器（ペーパーホルダー）と一体型のものについては、紙巻器部分は支給対象とはなりません。按分または紙巻器相当費分を差し引くことにより、支給対象にできる場合があります。相当費分を差し引く場合、金額が掲載されているカタログの写しが必要ですが、内容が適切か判断するため、あらかじめ相談してください。

④被保険者が自ら住宅改修を行う場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族などが住宅改修を行う場合は、材料の購入費のみ住宅改修費の支給対象となります。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」、「見積書」、「請求内訳書」は、材料の販売者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人または家族などが作成することになります。この場合も通常の住宅改修と同様に「住宅改修が必要な理由書」等の添付書類は必須です。

⑤一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合は、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとします。

例えば、被保険者が2人いる場合に、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の申請を行うことができますが、共用の居室の床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うことになります。

また、1人が手すりの取付けを行い住宅改修費の支給を受けた箇所に、もう1人が再び手すりを付ける場合、新たに付ける手すりについては支給対象となりますが、既存の手すりを撤去する費用については付帯工事とは認められず、支給対象になりません。ただし、既存の手すりも新たな手すりも同一人物の住宅改修申請によるものであり、利用者の身体状況の変化により適さないという理由から付け替えが必要となったものについては、既存の手すりの撤去は付帯工事として対象になります。

⑥手すりの取付け工事の有効性について

手すりの取付け工事に際し、今後利用者本人の身体状況に変更があると見込まれるような場合などは、給付適正化の観点から、できるだけ事前に数か月程度レンタルの手すりを利用し、モニタリングを行ってその有効性を判断してください。その結果、手すりが必要だと判断された段階で、住宅改修の手すり取付け工事の申請を行うようお願いいたします。

⑦住宅改修の目的について

住宅改修を行う目的の申し出に十分注意してください。特に、退院直後は利用者本人の状態が安定しておらず、身体状況の改善が見込まれる場合もあるため、ケアマネジャーだけでなく、病院・事業所などの専門職の方ともよく検討し、利用者本人にとって本当に必要な工事を見極めた上で申請を行ってください。

住宅改修が必要な理由書

印

< 基本情報 >

利用 者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別	男 女	現地確認日	年	月	日	作成日	年	月	日
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援 1・2	要介護 1・2・3・4・5					作成者 資格 (作成者が 介護支援専 門員でない とき)	所属事業所								
				氏名														
	住所																	

理由書がパソコンで作成されている等、直筆でない場合は作成者の氏名横に押印が必要。
※誤りを修正する場合は理由作成者の訂正印または捺印が必要。

印

保 険 者	確認日	年	月	日	評 価 欄
	氏名				

< 総合的情報 >

利用者の身体状況	例えば、移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況について記述する。屋内及び屋外での移動方法（自立歩行、つたい歩き、介助歩行、歩行器利用など）を記述する。 <u>現在の身体状況に至る原因疾患・負傷などを時期を含め記述する。</u> <u>歩行以外の生活動作の状況も記述する。</u>	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	改修前	改修後
介護状況	家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記述する。 <u>どのような介護サービスを利用しているか、また利用予定についても記述する。</u>			
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	利用者や家族は、住宅改修によって現在の介護状況、ADL、社会参加など、日常生活をどう変えたいと思っているのか（特に何を希望しているのか）、またその効果を記述する。			

改修前と改修後の想定される福祉用具の利用状況を確認する。

住宅改修が必要な理由書

①改善をしようとしている生活動作 ②具体的な困難な状況 ③改修目的と改修の方針 ④改修項目を具体的に記入してください。

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況（・・・なの で・・・困ってる）を記入して下さい。	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針 することで・・・が改善できる）を記入してください。（・・・	④改修項目（改修箇所）	
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 （扉の開閉を含む） ☐ 便座からの立ち座り（移乗を含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（ ）	生活動作において困っていることや問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記入する。 ・改修案の検討の際は全ての行為についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする行為に限定したコメントでよい。 ・生活のどの場面、どの動作が利用者・介護者にとって大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。寝たきりならば、「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても記入する。 ・①のレ点評価と②のコメントの両方を合わせて利用者の状況が伝わるようにする。 ・移動について各行為（排泄・入浴・外出）に共通する内容は、例えば「排泄」の欄のみに記入し、各行為の欄に重複して記入する必要はない。	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止・安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	☐ 手すりの取付け （ ） （ ） （ ） （ ） （ ）	
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 （扉の開閉を含む） ☐ 浴室内での移動（立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持 （洗体・洗髪を含む） ☐ 浴槽の出入（立ち座りを含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他（ ）		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止・安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	①②を記入し、現状の問題点をふまえた上で、改修目的の項目をチェックする。各行為の困難事項を改善するためにどのような改修を行うのか、その方針を記述する。 ・改善方法は「手すり設置」や「段差解消」という表現でなくてもよい。「つかまれる所を」「つまづかない工夫」「立ち上がりの際の支えを」などの表現でもよい。 ・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。 ・具体的手段については当事者はもちろん、施工者や専門家と一緒に考えることが望ましい。	・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、内容を記入する。 ・改修箇所は、場所だけでなく「手すり」なら、「便器横壁面」等その取付箇所まで記述する。 改修項目（改修箇所）が申請書と合っているか。 ※誤りを修正する場合は理由作成者の訂正印または捺印が必要。
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入（扉の開閉を含む） ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他（ ）		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止・安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）		
その他の活動	現状の改善を必要とする動作についてレ点チェックをする。 今回の改修の対象でない項目にはレ点チェックを入れる必要はない。	☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止・安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他（ ）	（ ） （ ） ☐ その他 （ ） （ ） （ ）		

住宅改修の 種類 (※1)	写真等 番号	改修場所	改修部分	名 称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				(材料費)						
				(施工費)						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え(5)洋式便器等への便器の取替え
(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

(※2)名称: 材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

<工事着工前>



<工事着工後> (※写真はイメージです)

※工事着工前と同じ場所を同じ角度で撮影してください。



印

第 36 号様式(第 22 条関係)

償還払い用

介護保険 居宅介護(介護予防)住宅改修 完了報告書

新発田市長 二階堂 馨 様

年 月 日

完了報告書の提出日を記入

〒()

(申請者)住所

氏名 (印)

(電話番号)

事前申請日を記入

被保険者本人の住所・氏名を記入

年 月 日付けで申請した住宅改修工事の完了を報告
します。

- (1)住宅改修に要した費用に係る領収証
- (2)工事費内訳書
- (3)住宅改修後の状態が確認できる写真等

フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所			
着 工 日	年 月 日		
完 成 日	年 月 日		
改 修 費 用	改修費用の総額(請求内訳書と同額)を記入 円		
住 宅 改 修 承 認 通 知 日	年 月 日	承認通知の発送日を記入	

印

第7号様式(第7条、第8条関係)

受領委任払い用

介護保険 居宅介護(介護予防)住宅改修 完了報告書

新発田市長 二階堂 馨 様

年 月 日

完了報告書の提出日を記入

〒()

(申請者)住所

氏名 (印)

(電話番号)

事前申請日を記入

被保険者本人の住所・氏名を記入

年 月 日付けで申請した住宅改修が完了しましたので、下記の内容を添えて報告します。

- (1)住宅改修に要した費用に係る領収証
- (2)工事費内訳書
- (3)住宅改修後の状態が確認できる写真等

フリガナ		被保険者番号	
被保険者氏名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所			
着 工 日	年 月 日		
完 成 日	年 月 日		
改 修 費 用	改修費用の総額(請求内訳書と同額)を記入		
介 護 保 険 自 己 負 担 額 (1割、2割又は3割)	円 利用者負担額(1～3割)を記入		
住 宅 改 修 承 認 通 知 日	年 月 日	承認通知の発送日を記入	

<例>改修費用総額が25万円の場合(自己負担1割)は、以下のように記入する。

70,000円(対象額20,000円・対象外額50,000円)